

令和6年（フ）第42号

岐阜県恵那市岩村町2374番地の1

破産者 有限会社水野製材所

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（フ）第37号

三重県四日市市桜台2丁目45－1 クレストールサカクラ202号室、住民票上の住所三重県四日市市智積町6694番地

破産者 高田 学

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年（フ）第114号

兵庫県加古川市尾上町養田694番地の1、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区向洋町東2丁目7番9

破産者 クロノスフィールド株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第1号

兵庫県宍粟市山崎町塩田429

破産者 株式会社ラマンテ

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和8年（フ）第2号

兵庫県宍粟市山崎町塩田444－1

破産者 有限会社クレモナ

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和8年（フ）第310号

広島市南区比治山町3－14ダイアパレスリバーサイド比治山306号室

破産者 株式会社L I B E L O

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第668号

広島県廿日市市地御前218番16号

破産者 株式会社E L E O S

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第39号

愛媛県新居浜市八幡一丁目6番13号

破産者 株式会社才川

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第98号

福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地の56

破産者 吉田 龍二

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和7年（フ）第105号

福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地の56

破産者 吉田 由子

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和8年（フ）第273号

盛岡市箱清水一丁目39－21、住民票上の住所盛岡市小鳥沢二丁目9番1号

破産者 吉田せつ子

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第103号

茨城県水戸市千波町1403番地の5

破産者 高橋 克江

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和8年（フ）第137号

茨城県水戸市東前町1240番地の1 メゾン・ド・ルミノ204号

破産者 下条 悠乃

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和8年（フ）第770号

札幌市東区北8条東3丁目2番24－402号

破産者 川村 悟

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第808号

札幌市東区東苗穂12条1丁目7番7－101号、申立時の住所北海道江別市新栄台43番地の10

破産者 藤井 仁

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1050号

北海道江別市東野幌町51番地の15

破産者 池側 結奈

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1089号

札幌市白石区北郷2条4丁目6番39－201号

破産者 佃 慶二

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第1225号

札幌市豊平区平岸4条13丁目5番10号 ルピナス南平岸103号

破産者 所 靖人

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第31号

岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根古寺15番地2

破産者 小澤 勇大

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和8年（フ）第34号

岩手県奥州市江刺西大通り6番5号 ビレッジハウス江刺2号棟 504号室、旧住所岩手県奥州市江刺岩谷堂字一本松172番地1 メゾンコンフォート 2－B号室

破産者 愛澤奈津季

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部